



千早赤阪村告示第 47 号

千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札傍聴要領を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏



千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、千早赤阪村が発注する千早赤阪村公用車購入事業の開札の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要領の対象となる競争入札は、千早赤阪村公用車購入事業事後審査型条件付一般競争入札実施要領（令和 8 年千早赤阪村告示第 46 号）に定める事後審査型条件付一般競争入札とする。

(傍聴席の区分)

第 3 条 村長は、事後審査型条件付一般競争入札の開札事務を執行するに際し、開札場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴席の定員)

第 4 条 傍聴席の定員は、10 名とする。ただし、当該定員によりがたいと村長が認めたときは、定員をその都度定めることができる。

(傍聴の申込み)

第 5 条 事後審査型条件付一般競争入札の開札の傍聴を希望する者は、公告に定める日時に開札傍聴申込簿に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴人の決定)

第 6 条 傍聴人の決定は、前条に規定する開札傍聴申込みの順とし、第 4 条に規定する定員になり次第申込みを締め切るものとする。

(開札立会人)

第 7 条 村長は、入札者が傍聴の申込みをした場合、当該入札者に対して開札の立会いを依頼することができる。

(傍聴できない者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札

の開札を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他危険なものを持っている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 拡声器、ラジオ、ファックス、無線機、写真機、撮影機、パソコン等を持っている者。ただし、通信、録画、撮影、機器入力等を行うことについて、あらかじめ村長の許可を受けた者は除く。
- (6) 前各号のほか、開札を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 開札事務従事者及び開札立会人と接触しないこと。
- (2) 開札の執行、経過及び結果について言動しないこと。
- (3) 談論等騒ぎ立てないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 示威的行為をしないこと。
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (7) 傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、村長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号のほか、開札の秩序を乱し、又は開札事務執行の妨害となるような行為をしないこと。

(開札事務従事者の指示)

第10条 傍聴人は、開札事務従事者の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 開札事務従事者は、傍聴人がこの要領に違反するときは、これを制止し、かつ、その指示に従わないときは、これを退場させるものとする。

2 村長は、前項の規定に基づき退場になった傍聴人に対して、それを理由に以後の入札の傍聴について認めないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、千早赤阪村公用車購入事業審査型条件付一般競争入札による
契約締結の日にはその効力を失う。

